

一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則

(平成19年1月15日規則第1号)

改正 平成21年2月19日規則第2号

改正 平成25年3月28日規則第1号

改正 平成26年7月15日規則第1号

改正 平成27年3月13日規則第1号

改正 平成28年3月9日規則第1号

改正 平成28年3月16日規則第2号

改正 平成29年3月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）の再雇用職員の再雇用に係る基準及び条件並びに勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(再雇用職員)

第2条 再雇用職員とは、定年によって退職する職員（以下「定年年齢到達職員」という。）のうち、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号。以下「服務規程」という。）第11条の3の規定に基づき雇用した職員をいう。

2 服務規程第11条の3の規定に基づき再雇用できる職員（更新の場合を含む。）は、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、定年退職日に服務規程第8条第1項の規定に基づく休職中でない者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。

- (1) 再雇用により引き続き勤務することを希望し、勤務に精勤する意欲があること。
- (2) 過去3年間の勤務評定における各項目の評価が良好（S、A又はB）であること。
- (3) 過去3年間において、懲戒処分を受けたことがないこと。
- (4) 過去3年間において、無断欠勤がないこと。
- (5) 直近の健康診断の結果、業務遂行に支障がないと認められること。
- (6) 定年退職後又は再雇用の更新後直ちに業務に従事できること。

3 前項の場合においては、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳

(再雇用の手続等)

第3条 再雇用を希望する定年年齢到達職員又は再雇用の更新を希望する再雇用職員は、理事長に対して、次に掲げる書類を所定の日までに提出しなければならない。

- (1) 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員再雇用申請書（別記様式）
- (2) 健康診断書又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づく健康診断結果の写し

(3) その他理事長が必要と認めた書類

(再雇用の契約及び期間)

第4条 再雇用職員の再雇用は、期間を定めて、契約によるものとする。

2 前項の規定に基づく契約（以下「雇用契約」という。）の期間は、服務規程第11条の2第2項の規定に定める定年退職日の翌日から1年とし、再雇用職員の希望又は業務の必要に応じて、雇用契約の期間を更新することができる。

3 前項の規定に基づく更新は、1年更新で年齢65年に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(再雇用職員の区分)

第5条 再雇用職員は、事務職員と技能労務職員に区分する。

(職種及び職場)

第6条 事務職員は、その複雑、困難及び責任の度に基づき職務の級として分類し、その分類の基準となるべき職務内容は、別表第1のとおりとする。

2 技能労務職員の職務内容は、別表第2のとおりとする。

3 再雇用職員の職場は、知識、技能、経歴、適性及び健康の状況並びに要員の状況等を総合的に勘案して決定する。

(役職就任)

第7条 再雇用職員に対しては、職制上の役職を命じないものとする。ただし、業務の遂行上で理事長が必要と認めるときは、期限を限って、職制上の役職を命じることができる。

(服務規律)

第8条 再雇用職員の服務規律は、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成14年規則第1号）が適用される職員（以下「一般職員」という。）の例による。

(勤務時間)

第9条 再雇用職員の勤務時間は、職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して、次の基準により雇用契約で定める。

(1) 1週 40時間以内

(2) 1日 8時間以内

(休憩時間)

第10条 再雇用職員の休憩時間は、職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して、次の基準により雇用契約で定める。

(1) 勤務時間が6時間を超える場合 45分

(2) 勤務時間が8時間を超える場合 60分

(休日)

第11条 再雇用職員の休日は、職場の特性及び一般職員との均衡を考慮して、雇用契約で定める。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、業務の都合により休日を他の日に振り替えることができる。

(休暇)

第12条 再雇用職員には、次により休暇を付与するものとする。

(1) 年次有給休暇

(2) 特別休暇

(3) 療養休暇

(年次有給休暇)

第13条 再雇用職員の年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第39条の規定に基づき、付与するものとする。

2 再雇用職員が定年退職時に保有する年次有給休暇は、再雇用後に持ち越すこととし、付与日数の計算上の勤続年数は、定年前と通算する。

(特別休暇)

第14条 服務規程第16条の規定は、再雇用職員の特別休暇に準用する。

(療養休暇)

第15条 一般財団法人土浦市産業文化事業団嘱託職員等就業規則（平成9年規則第4号）第10条の規定は、再雇用職員の療養休暇に準用する。

(育児休業等)

第16条 再雇用職員の育児休業等は、一般財団法人土浦市産業文化事業団育児休業及び介護休業等に関する規則（平成21年規則第2号。以下「育児休業及び介護休業等に関する規則」という。）の定めるところによる。

(介護休業等)

第17条 再雇用職員の介護休業等は、育児休業及び介護休業等に関する規則の定めるところによる。

(時間外、休日及び深夜の勤務)

第18条 理事長は、業務上やむを得ない場合には、基準法第36条第1項の規定に基づく協定により、再雇用職員を所定の勤務時間外又は休日に勤務をさせることができる。

(給料月額)

第19条 再雇用職員の給料月額は、別表第3に掲げる給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用職員の給与の支給方法は、一般職員の例による。

(定期昇給)

第20条 再雇用職員の定期昇給は、行わないものとする。

(時間外勤務手当)

第21条 理事長は、再雇用職員に対して、雇用契約で定めた勤務時間を超えて勤務をさせた場合は、超過した時間数に応じ、一般職員の例により計算した時間外勤務手当を支給する。ただし、勤務時間数が1日で8時間を、又は1週で40時間を超えない場合は、時間外勤務手当は、支給しないものとする。

(休日勤務割増手当)

第22条 理事長は、再雇用職員に対して、休日に勤務をさせた場合は、一般職員の例により計算した休日勤務割増手当を支給する。

(深夜勤務割増手当)

第23条 第8条の規定に定める時間を超えて勤務を命じられた者又は休日に勤務を命じられた者の勤務時間が、引き続いて深夜（午後10時から午前5時までの時間帯をいう。）に及んだ場合は、一般職員の例により計算した深夜勤務割増手当を支給する。

(扶養手当)

第24条 再雇用職員に対する扶養手当の支給は、行わないものとする。

(地域手当)

第25条 再雇用職員に対する地域手当の支給は、一般職員の例により支給するものとする。

(通勤手当)

第26条 再雇用職員に対する通勤手当の支給は、一般職員の例により支給するものとする。

(住居手当)

第27条 再雇用職員に対する住居手当の支給は、行わないものとする。

(旅費の支給)

第28条 再雇用職員を業務のため旅行させた場合は、当該再雇用職員に対して、一般職員の例により旅費を支給する。

(控除)

第29条 次に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 基準法第24条第1項の規定に基づく公租・公課，社会保険料及び労働保険料の本人負担分

(2) 欠勤，出勤停止等による不就業時間又は不就業日数に相当する部分の給与

(期末・勤勉手当)

第30条 再雇用職員に対する期末・勤勉手当の支給は、土浦市再任用職員の例による。

(退職及び退職金)

第31条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とする。

(1) 死亡したとき。

(2) 再雇用の契約期間が満了し、更新をしないとき。

(3) 年齢が65年に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。

(4) 退職を希望し、理事長の承諾を得たとき。

(5) 第14条に規定する療養休暇の期間満了においても出勤できないとき。

(6) 将来にわたって正常な就業が期待できず、雇用の継続が不可能であると理事長が判断をしたとき。

(7) 服務規程第10条に該当し、解雇となったとき。

2 再雇用職員には、退職金を支給しない。

(福利厚生)

第32条 再雇用職員の福利厚生は、一般職員の例による。

(社会保険等への継続加入)

第33条 再雇用職員について、健康保険，厚生年金保険，雇用保険，労災保険等へ継続して加入するものとする。

(その他)

第34条 この規則に定めのない事項については、一般職員の例によるものとし、特別の事由のない限りにおいて、基準法その他関係諸法令の規定するところによる。

付 則 (平成19年1月15日規則第1号)

1 この規則は、平成19年1月15日から施行する。

2 この規則の施行にあたり、年齢が60年に達する者の第4条第3項及び第26条第1項第3号の規定の適用については、第4条第3項中及び第26条第1項第3号中「65年」とあるのは、次に定めるところにより読み替えるものとする。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に年齢が60年に達する者については、63年

(2) 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に年齢が60年に達する者

については、64年

付 則（平成21年2月19日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年7月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月13日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月9日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月16日規則第2号）

この規則は、平成28年3月16日から施行し、この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は、平成27年4月1日から適応する。

付 則（平成29年3月28日規則第1号）

この規則は、平成29年3月28日から施行し、この規則による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

職務の級	職務の内容
2 級	1 主幹の職務 2 職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で理事長の定めるもの
3 級	1 係長の職務 2 職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で理事長の定めるもの

別表第 2（第 6 条関係）

職務の級	職務の内容
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務 2 前号と同程度の職務で理事長の定めるもの

別表第 3（第 19 条関係）

再雇用職員給料表

職務の級	事務職員	技能労務職員
	給料月額（円）	給料月額（円）
2 級	1 9 2， 9 0 0	1 8 3， 5 0 0
3 級	2 2 8， 9 0 0	

別記様式（第3条関係）

一般財団法人土浦市産業文化事業団職員再雇用申請書

年 月 日

一般財団法人土浦市産業文化事業団
理事長 殿

所属 _____
職名 _____
氏名 _____ 印
_____ 年 月 日生（ 歳）

私は、定年退職後の再雇用
再雇用期間の更新
を希望しますので、一般財団法人土浦市産業文化事業団再
雇用職員就業規則第3条の規定により、申請いたします。

添付書類